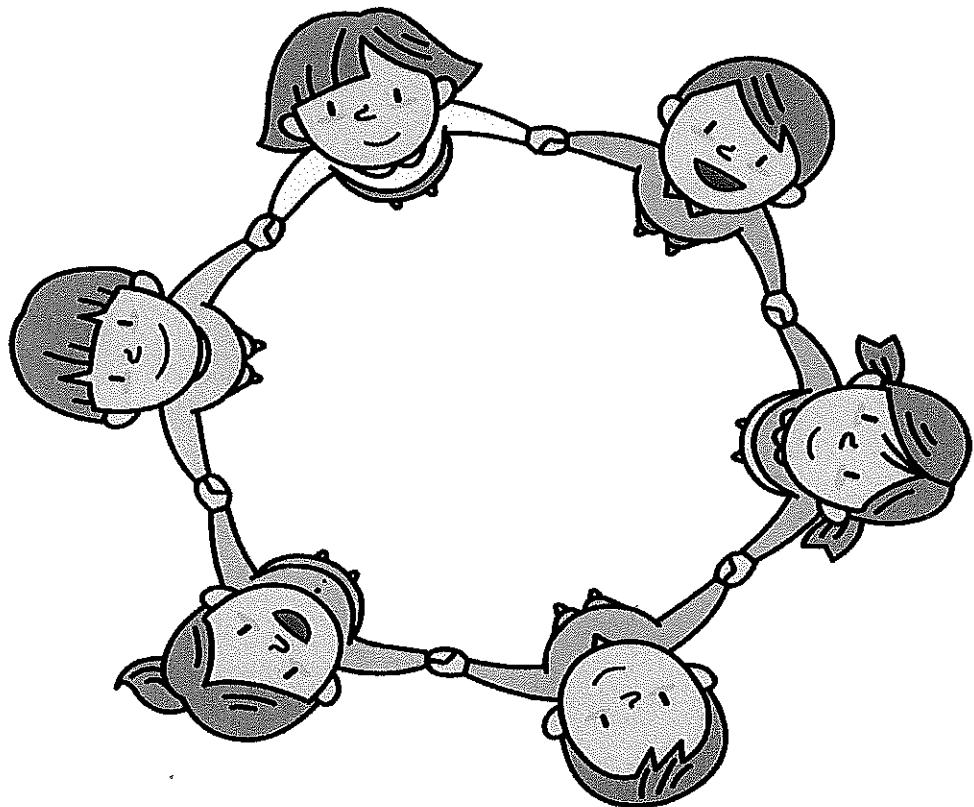


桂川町社会福祉協議会

地域福祉活動計画



社会福祉法人 桂川町社会福祉協議会

計画策定にあたって

住民の皆様には、日頃より当社会福祉協議会の諸事業にたいしまして、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

近年、地域福祉を取り巻く状況は、激しい情勢の変容に伴い、生活困窮、社会的孤立、虐待等複雑多様化し、その生活課題があらゆる年代まで広がっており、適切な支援体制が喫緊の課題となっています。

また、東日本大地震そして熊本・大分地震により、災害時における住民相互の助け合いの必要性が再認識されており、地域における「共助」の推進は安心して暮らすことができるまちづくりに欠かすことができない要素です。

このたび、行政が策定した「桂川町地域福祉計画」との整合性を図りながら「第2次桂川町社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定いたしました。

基本理念の「みんなが参加、みんなが笑顔、みんなが安心 みんながつながるまち“けいせん”」に沿って住民の皆様のニーズに応えられるよう努めてまいります。計画の推進にあたり、引き続き住民をはじめとする団体相互の連携協力、併せて住民一人ひとりが福祉に関心を持ち、自然に支え合うまちづくりができるよう、皆様の今まで以上のご理解をお願いするものです。

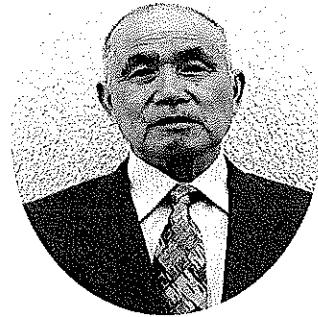
今回本計画は、策定委員会を設置せず、社協の事務局職員で準備やとりまとめを行い、理事会・評議員会において検討していただきました。

これからは、この「地域福祉活動計画」を基本に、社協活動が実施されることになります。この計画によって、社協の活動が「住民から見えない」との批判に少しでも応えられるものとなり、また多くの住民の皆様の理解のもとで社協活動を行えるものと考えています。

平成29年3月

社会福祉法人桂川町社会福祉協議会

会長 井上勝利



目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 社会福祉協議会とは	1
第2節 地域福祉活動計画策定の意義	1
第3節 計画の位置づけ	1
第4節 計画の期間	2
第5節 策定方法	2
第2章 地域福祉活動計画の基本方針と基本目標	3
第1節 基本方針	3
第2節 基本目標	3
第3節 取り組みの体系	5
第3章 基本計画	7
第1節 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	7
1 情報提供の充実	7
(1) 福祉サービスの情報をわかりやすく伝える	7
(2) 情報の交換や共有をすすめる	8
2 相談支援の充実	8
(1) 相談機能を強化する	8
(2) 身近で気軽な相談支援をすすめる	9
第2節 安全で安心な暮らしを支える基盤づくり	10
1 地域での福祉サービスの充実	10
(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る	10
(2) 地域の人材や資源を活用する	10
(3) 身近な助け合いをすすめる	13
2 いのちを守る支援の充実	14
(1) 虐待防止のための支援を強化する	14
(2) 行方不明事故防止の取り組みをすすめる	15
(3) 災害時の避難に備える	15
第3節 みんなが気軽に参加できる環境づくり	17
1 学ぶ機会の充実	17
(1) 人権と福祉の教育・啓発の充実を図る	17
(2) 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る	17
2 地域での参加機会の充実	18
(1) 顔がみえる交流の場の充実を図る	18

(2) ボランティア活動の活性化を図る	18
(3) 地域活動や行事を支援し参加を促す	19
第4章 年次計画	20
第5章 計画の推進	22
1 自助・共助・公助の推進	22
2 地域包括ケアの推進	22
3 協働による計画の推進	22
4 計画の評価と見直し	23
第6章 資料集	24

第1章 計画策定の趣旨

第1節 社会福祉協議会とは

桂川町社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織で、昭和26年に制定された社会福祉事業法に基づき設置され、平成12年の社会福祉法の改正により「地域福祉の推進を図ることを目的とした団体」として明確に位置づけられました。

地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする組織です。

民間団体ですが、行政関与が強い社会福祉法人で、民間と公的機関・組織両面のメリットを活かした事業を展開しているとともに、地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉施設などの地域住民団体や福祉事業者等の参加と協力を得て運営されています。

第2節 地域福祉活動計画策定の意義

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らることは地域住民の共通の願いです。

福祉のまちづくりに向けては、地域住民が主体となって相互に助け合い、支え合い、地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実・強化が求められています。

地域福祉活動計画は、社協が地域住民や福祉事業者と連携し、福祉のまちづくりを目指す、それぞれの取り組みを定めたものです。この計画は、地域住民のみなさん自身ができるなどをまとめた計画ともいえます。そのためには、地域に住む高齢者や障がい者等の福祉課題を地域の福祉課題として受け止め、地域でできることを考え、取り組んでいくことが重要です。

また、地域における多様な福祉活動を行う団体がお互いの活動について認め合い、地域の福祉課題について共有化することを目指す計画でもあります。ひとつの団体では対応できない福祉課題を、地域と福祉事業者等が連携した取り組みを起こすことなど、協働の福祉活動をつくっていくことも大切です。

第3節 計画の位置づけ

この計画は、社協が呼びかけて、住民、地域において社会福祉活動に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力して作成する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

社協の活動原則として、「住民活動主体」という活動方針があり、民間組織としての

開拓性や即応性、柔軟性を活かしながら、住民の自主的自発的な福祉活動を推進し、その組織化を進めています。そして、その特性を基盤とする地域福祉活動計画と行政計画である地域福祉計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という共通目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合いながら、地域福祉を発展させていくものです。

第4節 計画の期間

この計画期間は、平成29年度から平成32年度の4年間とします。

これは、平成28年3月に策定された、桂川町地域福祉計画の最終年度が平成32年度となっており、この計画との整合性を図るためです。

なお、活動計画の推進にあたっては、年度ごとに計画の実施状況を把握・点検するとともに、状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても必要な見直しを行うこととします。

第5節 策定方法

新たに策定委員会を設置せず、社協の事務局職員で計画の諸準備や取りまとめを行い、理事会・評議員会において検討しました。

第2章 地域福祉活動計画の基本方針と基本目標

第1節 基本方針

近年の少子高齢化問題や生活環境の変化に対応し、福祉関連のサービスも充実してきています。しかしながら、地域に住む人々の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域のニーズも細分化してきています。

このような状況のなかで、地域住民の多様化した福祉ニーズや課題に対応していくためには、住民自身や家族で解決できることは自分達でやるという「自助」の立場と、地域住民同士が協力し助け合う、あるいは行政と地域住民が協働したり、ボランティア団体や関係機関・団体等が相互に連携し、補い合って地域の福祉ニーズや課題の解決を図る「共助」という立場と、桂川町が福祉行政を推進していくという立場での「公助」の立場の三者が、それぞれの立場で力を発揮し、最適な組み合わせを創り上げて地域福祉を推進していくことが求められています。

社協は、この「共助」を推進していくための中核的な団体として、地域住民と行政、地域住民相互、福祉関係団体や関係機関との連絡調整や組織化を推進していきます。

具体的には、地域ニーズを住民の視点から整理・把握して、住民と一緒に具体的な実施内容を検討し、地域に住む住民が主体となって自主的な活動が推進できるような社協としての支援のあり方をまとめ、また、地域の各種団体・関連機関による連携・協働のあり方や役割をまとめ、町の基本理念である

みんなが参加、みんなが笑顔、みんなが安心

みんながつながるまち “けいせん”

を基本方針として進めていきます。

第2節 基本目標

活動計画は、地域住民による多くの福祉的な希望や要望がある中で、桂川町地域福祉計画で定めた3つの基本目標を踏まえ、行政・社協・関係機関等と地域の住民が協働し、福祉活動を実施することで、計画を推進していきます。

○福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

誰もが必要なときに、適切な福祉サービスを利用できる地域を目指します。そのために、相談体制の充実をはじめ、サービス利用者への支援やサービスの質の確保、福祉情報の収集・発信など、情報の共有に努めます。

○安全で安心な暮らしを支える基盤づくり

加齢や障がい、子育てなどさまざまな問題が深刻化する中で、悩みや不安を解消し、福祉サービスを受けながら、安心して生活できることはすべての住民の願いです。

4月に発生した「熊本・大分地震」は、九州地方に多大な被害を与えました。今後、桂川町において、いつ発生してもおかしくはない地震などの災害や、高齢者や障がい者、子どもなど比較的弱い立場の方々を狙った犯罪や、交通事故などに備えた安全・安心のまちづくりが求められています。

そのため、誰もが安全で安心な暮らしを支える基盤づくりをすすめます。

○みんなが気軽に参加できる環境づくり

すべての町民が地域において、心豊かで快適に暮らし続けるためには、地域住民同士の支え合いが必要不可欠です。しかし、近年生活様式や価値観の多様化などにより、地域の日常的なつながりが希薄化し、地域活動等への参加者も年々少なくなりつつあります。

のために、地域住民のコミュニティ意識を高め、地域組織による活動がこれまで以上に活性化され、誰もが気軽に地域福祉活動に参加できる環境づくりをすすめます。



第3節 取り組みの体系

基本目標	取り組みの柱	取り組み	事業・活動
I 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	1 情報提供の充実	(1) 福祉サービスの情報をわかりやすく伝える	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの内容の充実と定期的な更新 ・社協だよりの充実やパンフレットの作成 ・福祉部定例会への積極的な参加と福祉情報の提供 ・相談窓口の対応の充実 ・家庭訪問による情報提供と福祉部活動への誘い出し
		(2) 情報の交換や共有をすすめる	<ul style="list-style-type: none"> ・区長会・民生児童委員協議会等との連絡・連携の強化 ・各地区の活動状況、社会資源等の集約と状況の分析
	2 相談支援の充実	(1) 相談機能を強化する	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉総合相談の推進 ・相談対応の資質の向上 ・「遺言・相続・離婚養育費等の無料相談会」の継続
		(2) 身近で気軽な相談支援をすすめる	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問（出張）相談事業の実施 ・相談支援に携わる人たちの技術の向上
	1 地域での福祉サービスの充実	(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育事業の充実強化 ・第三者が加わった苦情解決の仕組みの確立 ・日常生活自立支援事業の専門性の向上 ・成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発 ・社協における法人後見受任及び「市民後見人養成講座」開催の検討 ・生活福祉資金貸付事業 ・献血事業 ・車いす等貸出事業 ・家族介護者の支援 ・子育て支援の推進 ・給食サービス事業
II 安全で安心な暮らしを支える基盤づくり			

		(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・男性学びの料理教室 ・救急安心カード入れ作成及び冷蔵庫保管事業 ・「介護予防・生活支援サービス」の検討
		(2) 地域の人材や資源を活用する	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部活動の推進 ・見守り活動等への支援 ・新しい福祉サービスの開拓
		(3) 身近な助け合いをすすめる	<ul style="list-style-type: none"> ・「たすけあい桂川」活動の推進 ・赤い羽根共同募金活動の推進
II 地域での福祉サービスの充実	1 地域での福祉サービスの充実	(1) 虐待防止のための支援を強化する	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者虐待の予防 ・児童虐待の予防 ・支え合い援護資金貸付事業
		(2) 行方不明事故防止の取り組みをすすめる	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座への支援
		(3) 災害時の避難に備える	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否確認とスタッフの確保に関する基準の作成 ・桂川町災害対策本部との連携 ・災害ボランティアセンターの体制づくり ・災害ボランティア講座の開催
III みんなが気軽に参加できる環境づくり	1 学ぶ機会の充実	(1) 人権と福祉の教育・啓発の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での福祉教育の協力 ・福祉教育協力校への支援 ・地域での福祉教育の理解
		(2) 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会や研修会の開催
	2 地域での参加機会の充実	(1) 顔がみえる交流の場の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部活動の推進 ・すぐすぐ広場の利用推進 ・ひとり暮らし高齢者等の支援
		(2) ボランティア活動の活性化を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動への支援、啓発、周知及び養成講座の開催等 ・ボランティア情報の収集と発信 ・ボランティア&福祉情報紙の発行
		(3) 地域活動や行事を支援し参加を促す	<ul style="list-style-type: none"> ・社会参加への支援

第3章 基本計画

第1節 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

1 情報提供の充実

(1) 福祉サービスの情報をわかりやすく伝える

【現状と課題】

「社協だより」では、社協が実施する事業計画・予算・事業報告・決算報告、寄付者の紹介、役員紹介、実施事業の紹介、共同募金運動への協力など、さまざまな情報を広く町民に周知することを目的として、年4回発行しています。また、「ボランティア&福祉情報紙」を年に2回発行しています。

平成28年度からホームページを開設し、情報を提供する媒体を広げ、あらゆる世代の方に情報提供ができるよう努めています。

生活困窮者や低所得者が自立できるような支援及び福祉制度の谷間にあって制度の支援を受けることができない人の生活支援を検討するとともに、「社協だより」、「広報けいせん」などを「声の広報」や「点訳」として視覚障がい者へ提供しています。

【具体的な取り組み】

○ ホームページの内容の充実と定期的な更新

高齢者、障がい者、子どもなどに配慮し、あらゆるユーザー（利用者）が快適に情報を得ることができるように見やすく、わかりやすいホームページの充実に努めます。また、社協事業の取り組みをわかりやすく掲載すると共に、「社協だより」を補完するなど最新の情報発信に努めます。

○ 社協だよりの充実やパンフレットの作成

「社協だより」により、最新の社協の動向や福祉情報を提供し、内容の充実に努めます。また、社協の業務を多くの人に知ってもらうため、業務内容や、実施している福祉サービスをわかりやすくパンフレットにまとめ、広く町民にPRします。

○ 福祉部定例会への積極的な参加と福祉情報の提供

地域の福祉部定例会に参加し、福祉の最新情報を提供すると共に、他行政区の福祉部活動の状況なども併せて報告します。

○ 相談窓口の対応の充実

情報提供にとどまらず、速やかに、必要なサービス利用につながるよう配慮します。また、個人情報の保護に留意しながら、問題解決に向けて行政の担当課と連携を取り、

適切な対応ができるように取り組みます。

○ 家庭訪問による情報提供と福祉部活動への誘い出し

移動が困難な相談者や、情報の入手や理解が困難な相談者に対し、家庭訪問を実施し、福祉情報の提供を行います。併せて、閉じこもり傾向にある住民に対しては、情報の提供とともに、地域の福祉部活動への誘い出しも行います。

(2) 情報の交換や共有をすすめる

【現状と課題】

福祉部活動は、福祉部長、福祉員、協力員、区長、民生児童委員等、地域を構成するさまざまな団体や関係機関等で推進しています。それぞれの目的のために各種の交流事業などを通じて子どもから高齢者まで、世代を超えてふれあえる機会を創ろうと活動していますが、一体的な地域福祉の推進を図る機会はほとんどないのが現状です。

これからは、同じ地域で活動する団体や機関が情報を共有して、連携していくことが重要であり、地域の福祉の強化やネットワークの構築を推進していきます。

【具体的な取り組み】

○ 区長会・民生児童委員協議会等との連絡・連携の強化

区長・民生児童委員・福祉部長等との協力関係をさらに深め、情報交換の機会を充実させ、福祉課題や支援の必要な人たちに関する情報を共有し、ケースの検討を行いながら、身近な相談体制を強化し解決に向けて取り組みます。

○ 各地区的活動状況、社会資源等の集約と状況の分析

各行政区における活動や社会資源等の集約と状況の把握に努めると共に、それぞれの福祉課題を分析し、地域と課題の克服に努めます。

2 相談支援の充実

(1) 相談機能を強化する

【現状と課題】

近年、悩みや不安、生活課題は多様化・複雑化してきています。そのため、相談体制や情報提供の充実を図っていく必要があります。

高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、支援を必要とする人たちは増加しています。そのため、誰でも気軽に相談できる相談窓口を周知し、相談体制を整えています。

具体的には、いつでも利用していただけるように、日時を限定せず、社協が窓口となり、随時対応します。また、「遺言・相続・離婚養育費などの無料相談会」を年に6回飯塚公証

役場にお願いし、定期的に実施しています。

【具体的な取り組み】

○ 福祉総合相談の推進

心配ごと相談や、子育て、介護（介護保険相談）、障がい、ボランティア活動相談等、日常の生活全般について相談に応じると共に、福祉情報を提供します。

○ 相談対応の資質の向上

相談者がなるべく一つの相談窓口で、迅速に、多様なニーズに応じた的確な対応を受けることができるよう、相談対応の資質の向上を図ります。

○ 「遺言・相続・離婚・養育費などの無料相談会」の継続

超高齢化社会を迎えて、遺言や相続問題で悩まれる相談者が、年々増加しています。今後も飯塚公証役場のご協力のもと、相談会を継続して実施します。

（2） 身近で気軽な相談支援をすすめる

【現状と課題】

各種研修会等により、更なる相談員のスキルアップを図り、誰もが気軽に行ける雰囲気と相談しやすい体制を整えます。また、窓口に訪れることが難しい人にも対応できるよう、家庭訪問などによる相談支援の充実に努めます。

【具体的な取り組み】

○ 家庭訪問(出張)相談事業の実施

相談支援が、住民にとってより身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向き、相談に応じ、福祉サービスの利用につなげるアウトリーチ型（訪問し支援する）を、相談支援者と協議しながら進めています。

○ 相談支援に携わる人たちの技術の向上

相談支援者のスキルアップを図るため、定期的に研修会を開催します。

第2節 安全で安心な暮らしを支える基盤づくり

1 地域での福祉サービスの充実

(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る

【現状と課題】

可能な限り地域社会の一員として、その家族・地域において生活していくために、適切な福祉サービスの提供をしていく必要があります。福祉サービスを安心して利用して頂くためには、サービスの種類や内容、利用料などの情報の公開や質の高いサービスの提供が求められています。

現在、居宅で寝たきりや認知症高齢者の日常生活上の援助をしている介護者を対象に、日頃の介護疲れを癒し、心身のリフレッシュを図ると共に、介護に関する悩みや体験等の意見・情報交換が出来る場を提供しています。

また、子育て中の保護者に対しても、託児事業を実施し、日頃できない事にゆっくり時間を使っていただく事業を実施していますが、今後の福祉ニーズを確実に把握するための支援体制が、より求められています。

【具体的な取り組み】

○ 学童保育事業の充実強化

子どもの健全育成を図るため、遊びを主体とした保育を行い、集団生活の中から自立性や協調性を養い、社会的な慣習を習得させるための生活指導の充実と向上に努めます。

また、子育て支援課、学校教育課と連携を図りながら、今後は学習支援についても検討します。

○ 第三者が加わった苦情解決の仕組みの確立

福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く拾いあげ、サービスの改善を図る観点から、第三者が加わった苦情解決を行います。また、必要に応じて、福岡県運営適正化委員会につなぐなど、その解決に向けて適切に対応します。

○ 日常生活自立支援事業の専門性の向上

金銭管理や財産の保全にとどまらず、定期的訪問を通じた見守り機能の強化や支援を必要とする人々の発見、福祉サービスの利用支援及び契約後の履行チェック、利用者に代わって苦情を代弁するなどの支援を行います。また、人権尊重に根ざした専門性の向上をめざし、資質の向上に努めます。

○ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発

社会福祉の援助を必要としている人々の生活と権利を守り、その人らしく安心した生

活を送るために他の機関と連携を図りながら、「社協だより」やホームページなどを活用し、日常生活自立支援事業の利用促進や、成年後見制度に関する普及・啓発に努めます。

また、住民の理解を深めるため、講座や学習会の開催に努めます。

○ 社協における「法人後見受任」及び「市民後見人養成講座」開催の検討

成年後見制度の利用を必要とする人々が年々増加しています。現在、市町村において、市民後見人の育成支援組織の体制整備が進められおり、今後社協としても、法人後見の必要性を検討します。また、「市民後見人養成講座」の開催についても検討します。

○ 生活福祉資金貸付事業

低所得者世帯に対して、経済的に自立を目指とした生活資金や修学資金等の貸付事務を行い、償還を含めた生活全般にわたる指導を行います。

○ 献血事業

科学・医学が進歩した現在でも病気や事故の治療に使われる血液は、献血によるものです。年3回献血を実施していますが、協力者が増加していくよう周知・啓発の強化に努めます。

また、小・中・高校生に向けての献血出前授業を実施し、若年層から理解を深めるよう推進していきます。

○ 車いす等貸出事業

家庭において介護の必要な方や病気・事故等で急に車いすやポータブルトイレなどが必要になった方、また学校等での福祉体験などに対して貸出しを行います。

○ 家族介護者の支援

介護者の日頃の悩みや介護疲れを癒すために、交流会・施設見学・学習会等を開催し、心身のリフレッシュ、介護に関する技術の習得、福祉サービスの知識を深めるよう支援します。

○ 子育て支援の推進

子育て中の人たちが、お互いに悩みを語り合い、リフレッシュできる場や支援の充実を図ります。

また、地域で安心して子育てができる環境づくりを進めるため、行政、保育所、幼稚園、学校、学童保育所、子育て支援センター、主任児童委員等関係機関と連携を図りながら、地域ぐるみで子育てを支援します。

○ 給食サービス事業

ひとり暮らし高齢者等に月に3回、民生児童委員やボランティア等による調理・配達で、給食サービスを実施しています。利用者からの相談機会の確保や、安否の確認のため、今後も事業を継続して実施します。

○ 男性学びの料理教室

介護予防や閉じこもり予防、生活支援を目的に男性を対象とした料理教室を年6回、総合福祉センターで実施していますが、参加者が少ないなどの課題もあることから、事業内容の検証や、周知・啓発の強化に努めます。

○ 救急安心カード入れ作成及び冷蔵庫保管事業

飯塚地区消防本部と連携して「救急安心カード」の普及と活用に取り組みます。「救急安心カード」に病歴や服薬・緊急連絡先等の情報を記入し、「手作りの筒」に入れ、自宅の冷蔵庫に保管することで、緊急時の初期の対応に役に立てるすることができます。

○ 「介護予防・生活支援サービス」の検討

平成27年4月に施行された「改正介護保険法」により、これまで予防給付として給付されていた要支援者への訪問介護や通所介護が、市町村が実施主体となる「介護予防・生活支援サービス」に移行され、それぞれの地域の実情に合わせた、より多様なサービス体制の整備が可能になりました。今後この新しい「介護予防・生活支援サービス」の実施に向け検討していきます。

（2）地域の人材や資源を活用する

【現状と課題】

人は誰もが、人として尊厳をもって住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていきたいと思っており、住みよい地域をつくっていくための地域福祉を推進していく担い手は、一人ひとりの町民です。その中で自主的に福祉活動を推進しているボランティア活動はその主翼を担うものであり、町内では多くのボランティア団体が活躍しています。

社協では、各種講座の開設やボランティア団体への助成、相談・助言、体験学習、情報収集・広報活動、交流の場づくりなど、町民のボランティア活動の支援や、ボランティア情報の提供等を行っています。

各ボランティア団体では、活動の担い手の固定化や高齢化などが懸念されています。ボランティア活動のため、新たな参加者を増やし、幅広い年齢層から人材を発掘し、活動リーダーも育成していく必要があります。

また、地域福祉活動の要として、福祉部活動を実施しています。各行政区において、

子どもから高齢者までの幅広い世代間交流の場として、区長、民生児童委員、福祉部長、福祉員、協力員等が協議して活動していただけるよう推進しています。

住み慣れた地域で、住民主体の活動が定期的に行なわれることにより、地域内の変化への気づきが生まれ、住民同士の支え合い、助け合いの意識が高まることが期待されます。

【具体的な取り組み】

○ 福祉部活動の推進

現在35行政区に設置され、35名の福祉部長と360名の福祉員が地域で活躍されています。行政区役員、民生児童委員、老人クラブ、子ども会役員等と連携し、見守り活動や、介護予防事業、地域での交流などに取り組まれています。今後も継続して、活動支援や情報提供等に努めます。

○ 見守り活動等への支援

行政区や民生児童委員、老人クラブ、福祉部などの連携により実施する見守り活動や相談支援活動を支援します。また、これに関連する調査・検討や「支え合いマップづくり」の推進、「風のたより」の配布を行うと共に、その成果を活かしながら、各行政区の福祉部の特徴に応じた支援を行っていきます。

○ 新しい福祉サービスの開拓

公的制度の対象にならない人に対して、自立した生活が送れるよう、独自の福祉サービスの検討、実施に努めると共に、住民のニーズに的確に対応していくため、新しい福祉サービスの積極的な開拓に努めます。

（3）身近な助け合いをすすめる

【現状と課題】

超高齢化社会をむかえ、高齢者の抱える福祉課題・生活課題は、「介護(予防)」だけではなく、社会的なつながりの希薄化や「孤立」が原因となっていることが多いと考えています。急激な核家族化や、プライバシーの確保などの理由から近所付き合いも減り、病気になった時や、ちょっと困ったことなどをご近所に頼んだり、頼まれたりといったことが少なくなる傾向にあります。

【具体的な取り組み】

○ 「たすけあい桂川」活動の推進

「助け合い活動」を実践する組織「たすけあい桂川」が平成28年度に発足しました。

「助け合い活動」とは、日常生活のちょっとした困りごとや、困っている人の生活を支援するための家事援助などを、近隣の住民同士で行う活動を指しています。この「助け合い活動」を実践している「たすけあい桂川」の推進に努めます。

○ 赤い羽根共同募金活動の推進

地域福祉の推進を図るため、家庭募金、街頭募金、事業所募金、職場募金、地域募金を町内の世帯、施設、学校、企業等に協力をお願いし、配分されたお金は、福祉活動・福祉教育・福祉関係団体の助成・各種団体への配分金、社協事業等に使用しています。

また、募金を地域福祉の充実のため、効率的に活かせるように、福祉ニーズの把握を確実に行うと共に、住民等に募金を呼びかける際には、募金配分金がどのような事業に活かされているかを広報することにより、制度をより深く理解してもらえるよう努めます。

2 いのちを守る支援の充実

(1) 虐待防止のための支援を強化する

【現状と課題】

近年、少子高齢化が急速に進むと共に、個人の価値観が多様化することにより、地域のつながりの希薄がいわれる中、保護者や介護者が孤立し、過大な負担を担うことで、子どもや高齢者、障がい者等が虐待の危険にさらされるケースも多くなっています。

虐待を防止するために、地域の力を最大限に活かし、隣近所の見守りの輪を広げていく必要があります。

【具体的な取り組み】

○ 高齢者・障がい者虐待の予防

高齢者・障がい者虐待について、早期発見に努め、関係機関が連携を図ることにより、安全な生活を確保します。併せて町民に高齢者や障がい者の虐待についての予防的な啓発を行います。

○ 児童虐待の予防

児童虐待について、行政、保育所、幼稚園、学校、学童保育所、子育て支援センター、主任児童委員等関係機関と連携を図りながら、児童の安全な生活確保の推進に協力していきます。併せて、町民に児童虐待についての予防的な啓発を行います。

○ 支え合い援護資金の貸付け

夫婦間暴力、家庭内暴力等を受けている被害者を速やかに避難させるため、桂川町の依頼により、当座の費用を貸し付ける事業を実施します。

（2）行方不明事故防止の取り組みをすすめる

【現状と課題】

認知症高齢者等が徘徊し、行方不明や死亡に至るケースが見られます。地域の理解不足などもあり、発見から保護の時間がかかることが原因の一つと考えられます。そのため、地域の人々による認知症の理解と早期発見が求められています。

【具体的な取り組み】

○ 認知症サポーター養成講座への支援

地域包括支援センターが開催する「認知症サポーター養成講座」に認知症キャラバンメイトとして参加し、地域における啓発活動を推進します。

（3）災害時の避難に備える

【現状と課題】

平成28年4月に発生した熊本・大分地震は、桂川町において、被害はなかったものの地震の恐ろしさを知ることとなりました。本町においては、台風や大雨による災害は過去に経験してきましたが、地震災害についても今後想定外ではなくなり、この教訓を踏まえ、万全の備えをしていく必要があります。

災害発生時には、ボランティア活動が円滑に行われるよう、桂川町との連携を保ちながら、ボランティア申し出者の調整やニーズの把握、情報提供ができる「災害ボランティアセンター」を速やかに設置できるような体制を整備します。

【具体的な取り組み】

○ 職員の安否確認とスタッフの確保に関する基準の作成

災害が発生した際、速やかに災害支援に充てることができるスタッフを確保する必要があります。そのため、災害時の職員の安否確認の方法、土日や早朝・夜間時の災害が起きた場合に勤務する基準を作成し、素早く対応できる仕組みを設けていきます。

○ 桂川町災害対策本部との連携

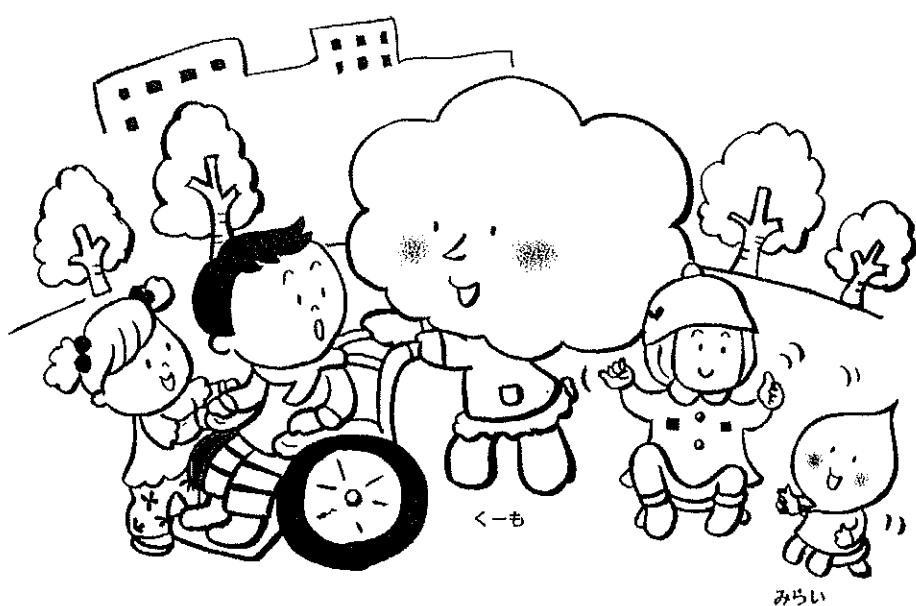
大きな災害が発生した場合は、町の災害対策本部と連携して、災害ボランティアセンターを立ち上げ、当該災害対策本部での位置づけを明確にし、災害ニーズの把握に努めると共に、的確なボランティアを配置することにより、被災者への効率的な支援を行います。

○ 災害ボランティアセンターの体制づくり

災害ボランティアセンター運営についてのマニュアルを作成し、災害時を想定したボランティアセンターの立ち上げ訓練を定期的に行い、緊急時に対応ができる体制を作ります。

○ 災害ボランティア講座の開催

災害ボランティア養成講座を開催し、ボランティアの育成を行い、災害時に備えた人材育成を図ります。



第3節 みんなが気軽に参加できる環境づくり

1 学ぶ機会の充実

(1) 人権と福祉の教育・啓発の充実を図る

【現状と課題】

地域や学校等、あらゆる場面において、感受性豊かな子どもの頃からいろいろな体験を通して「思いやりの心」「ともに生きていく心」を育んでもらうために、町内の小中学校3校に福祉協力校として、活動助成金を交付し福祉教育への支援を行っています。

また、イベント等を通して子どもから高齢者までの世代間におけるふれあいや、地域福祉の充実、ボランティア活動を推進しています。

今後、さらに福祉に対する関心を高め、人権尊重と相互扶助の重要性が更に深められるよう、学校教育や生涯学習などあらゆる機会を通じて、地域での支え合いの意識の向上や積極的な参加をより一層啓発していく必要があります。平成29年度は、福祉協力校として新たに嘉穂総合高校を指定し、支援していきます。

【具体的な取り組み】

○ 学校での福祉教育の協力

子どもの頃から福祉に対する理解と関心を高め、福祉の心の育成や地域社会との連携意識を育むことを目的とし、町内の小中学校及び高校で行われる福祉教育やボランティア体験学習に協力します。

○ 福祉協力校への支援

福祉協力校への活動助成金を継続して交付します。また、平成29年度から嘉穂総合高校についても活動助成を実施します。

○ 地域での福祉教育の推進

講習会や擬似体験学習などを企画し、高齢者や障がいのある人などに対する理解を深める福祉教育の機会を設けます。

(2) 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る

【現状と課題】

個人が抱える福祉の課題は、誰もが抱くことであり、地域全体の福祉課題として捉えることが求められています。福祉の制度やサービスとともに、知る機会が少ない身近な生活上の福祉課題などを地域に周知し共有します。

【具体的な取り組み】

○ 講演会や研修会の開催

福祉や介護・子育て等にかかわる講演会や研修会等を開催し、啓発を図ります。

2 地域での参加機会の充実

(1) 顔が見える交流の場の充実を図る

【現状と課題】

少子高齢化が急速に進むと共に、個人の価値観が多様化することにより、地域の希薄化が進み、隣近所とのコミュニケーションが困難となっています。

住み慣れた地域において、地域活動への参加、交流を促進し日常的に顔が見え、声をかけ合い、支え合う関係づくりを進めることができます。

【具体的な取り組み】

○ 福祉部活動の推進

福祉部で取り組む交流の場づくりの活動を支援します。

○ すくすく広場の利用推進

いきいきセンター桂寿苑内に設置された「すくすく広場」を有効に活用し、子育て中の親子が定期的に集い、子育ての悩み相談、リフレッシュなどにより仲間づくりをすすめる場やグループの活動を支援します。

○ ひとり暮らし高齢者等の支援

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、その家族が集い、交流を深めることができる場や団体を支援します。毎年開催している「ひとり暮らし高齢者会食交流会」については、継続して実施します。

(2) ボランティア活動の活性化を図る

【現状と課題】

活動の拠点となる場がなかったり、活動についての情報が十分に提供されていなかったり、充実した環境が整っているとはいえない現状にあります。体験の機会や拠点となる場・情報の提供等、活動の交流支援に努めると共に、ボランティア活動の活性化を図り、参加を即す取り組みの充実を図る必要があります。

【具体的な取り組み】

○ ボランティア活動への支援、啓発、周知等

町内で活動するボランティア団体について周知すると共に、ボランティアの意義を伝える取り組みや、活動資金の調達を含めた支援を進めます。また、ボランティア団体相互の交流を図り、情報交換を行います。

○ ボランティア養成講座の開催

ボランティア養成講座を開催し、その周知と参加を呼びかけます。

○ ボランティア情報の収集と発信及びコーディネート

ボランティア情報の収集と発信すると共に、ボランティアを行いたい人と求める人をつなぐコーディネート機能について、両者のニーズを的確に把握し、信頼関係を深めながら、更なる充実を図ります。

（3）地域活動や行事を支援し参加を促す

【現状と課題】

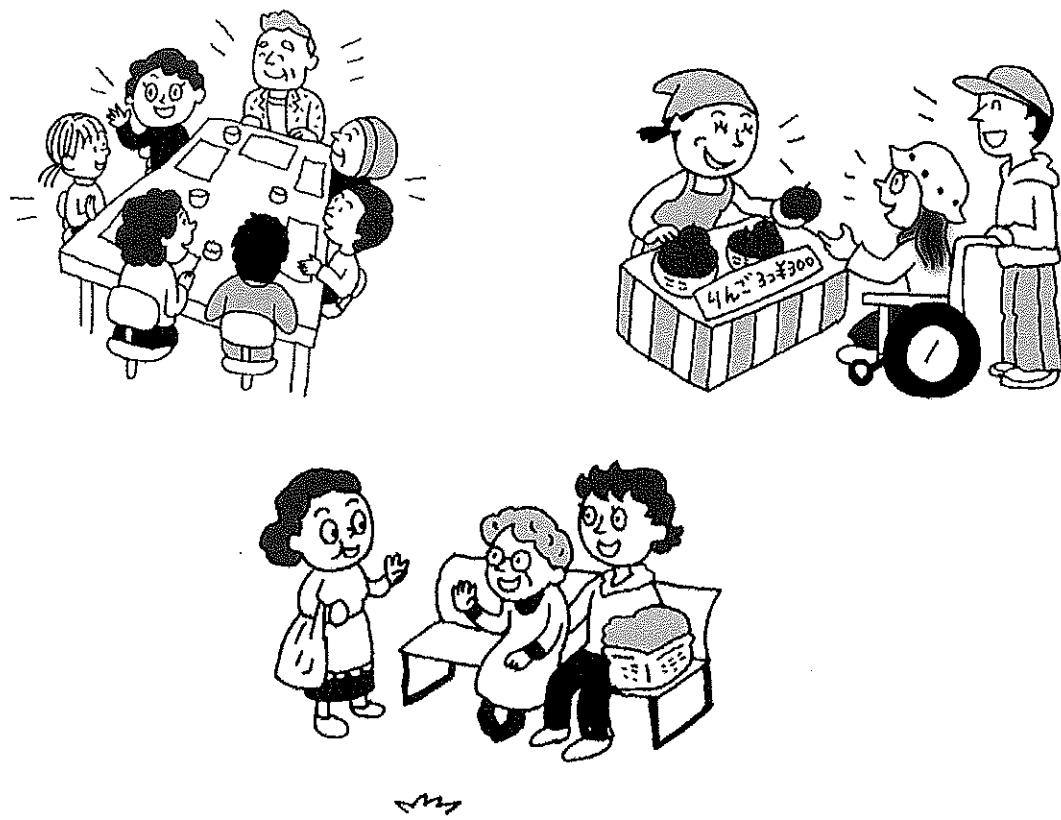
地域福祉活動は、福祉部活動や民生児童委員活動、ボランティア活動など、さまざまな形で団体、個人・グループによって進められています。地域の課題や住民の生活上の課題の解決に取り組み、地域福祉活動への住民の主体的な参加を促進していくことが求められています。

すべての地域住民が福祉活動に関心を持ち、自主的に進め、共に生きる地域社会をつくり上げていくためには、人権意識や福祉意識を啓発していくことが大切な課題となります。

【具体的な取り組み】

○ 社会参加への支援

社会参加の機会として、福祉部の支援を行うことによって、誰もが気軽に参加することができる地域活動や行事にしていきます。



第4章 年次計画

基本目標 I 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

取り組みの柱	取り組み	事業・活動	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
情報提供の充実	福祉サービスの情報をわかりやすく伝える	ホームページの内容の充実と定期的な更新	継続			→
		社協だよりの充実やパンフレットの作成	継続			→
		福祉部定例会への積極的な参加と福祉情報の提供	継続			→
		相談窓口の対応の充実	継続			→
		家庭訪問による情報提供と福祉部活動への誘い出し	継続			→
	情報の交換や共有をすすめる	区長会・民生児童委員協議会等との連絡・連携の強化	継続			→
		各地区の活動状況、社会資源等の集約と状況の分析	継続			→
相談支援の充実	相談機能を強化する	福祉総合相談の推進	新規			→
		相談対応の資質の向上	継続			→
		「遺言・相続・離婚養育費等の無料相談会」の継続	継続			→
	身近で気軽な相談支援をすすめる	家庭訪問(出張)相談事業の実施	継続			→
		相談支援に携わる人たちの技術の向上	継続			→

基本目標 II 安全で安心な暮らしを支える基盤づくり

取り組みの柱	取り組み	事業・活動	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域での福祉サービスの充実	福祉サービスの量や質の充実を図る	学童保育事業の充実強化	継続			→
		第三者が加わった苦情解決の仕組みの確立	継続			→
		日常生活自立支援事業の専門性の向上	継続			→
		成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発	継続			→
		社協における法人後見受任及び「市民後見人養成講座」開	継続			→
		生活福祉資金貸付事業	継続			→
		献血事業	継続			→
		車いす等貸出事業	継続			→
		家族介護者の支援	継続			→
		子育て支援の推進	継続			→
		給食サービス事業	継続			→
		男性学びの料理教室	継続			→
	地域の人材や資源を活用する	救急安心カード入れ作成及び冷蔵庫保管事業	継続			→
		「介護予防・生活支援サービス」の検討	継続			→
		福祉部活動の推進	継続			→
		見守り活動等への支援	継続			→
		新しい福祉サービスの開拓	継続			→

取り組みの柱	取り組み	事業・活動	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域での福祉サービスの充実	身近な助け合いをすすめる	「たすけあい桂川」活動の推進	継続			→
		赤い羽根共同募金活動の推進	継続			→
いのちを守る支援の充実	虐待防止のための支援を強化する	高齢者、障がい者虐待の予防	継続			→
		児童虐待の予防	継続			→
		支え合い援護資金貸付事業	新規			→
	行方不明事故防止の取り組みをすすめる	認知症サポートー養成講座への支援	継続			→
		職員の安否確認とスタッフの確保に関する基準の作成	新規			→
		桂川町災害対策本部との連携	継続			→
	災害時の避難に備える	災害ボランティアセンターの体制づくり	継続			→
		災害ボランティア講座の開催	継続			→

基本目標 III みんなが気軽に参加できる環境づくり

取り組みの柱	取り組み	事業・活動	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
学ぶ機会の充実	人権と福祉の教育・啓発の充実を図る	学校での福祉教育の協力	継続			→
		福祉教育協力校への支援	継続			→
		地域での福祉教育の理解	継続			→
	生活上の福祉課題を学ぶ場の充実	講演会や研修会の開催	継続			→
地域での参加機会の充実	顔がみえる交流の場の充実を図る	福祉部活動の推進	継続			→
		すぐすぐ広場の利用推進	継続			→
		ひとり暮らし高齢者等の支援	継続			→
	ボランティア活動の活性化を図る	ボランティア活動への支援、啓発、周知及び養成講座の開催	継続			→
		ボランティア情報の収集と発信	継続			→
		ボランティア&福祉情報紙の発行	継続			→
	地域活動や行事を支援し参加を促す	社会参加への支援	継続			→

第5章 計画の推進

1 自助・共助・公助の推進

桂川町の地域福祉は、「自助」・「共助」・「公助」の考え方を基本としています。

まず自分のことは自分でできるようにする「自助」の取り組みを考えます。日頃から自分自身の健康を保持することや困ったときに相談できる人を確保しておくよう心掛けるなど、最初から他人をあてにするのではなく、自分で出来ることは自分で行うよう努力します。

「共助」は、家族や隣近所での助け合いや地域での支え合い活動をいい、見守り活動やさまざまな地域での活動がこれにあたり、個人の力に限りがあるても相互の助け合いを通して各々の個性や能力が高められ、孤立していた人も地域での結びつきや絆を育み、安心して暮らせる地域を作り上げていく取り組みです。

「公助」は介護保険等の相互扶助の社会システムを含め、行政の生活支援にわたる広義の「公」の支援体制です。

社協では、この基本の考え方を遂行させるためにも、独自の支援体制や行政等関係機関と連携しながら住民との懸け橋となり支援していきます。

2 地域包括ケアの推進

高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活圏域（概ね30分以内で駆けつける圏域）で適切に提供できるような地域での体制、すなわち地域包括ケアシステムの構築を地域包括支援センターと共に考え協力していきます。

地域包括ケアは、高齢者だけを対象としたものではなく、障がいのある人、子ども、生活保護世帯など、支援を必要とするさまざまな人たちに対して、社協が一時窓口となり、関係機関との連携によって地域の福祉課題の解決につなげていけるよう努めます。

3 協働による計画の推進

住民と社協の協働による地域福祉を推進するためには、住民と社協が、より相互理解を深める必要があります。そのため、「地域福祉活動計画」や地域福祉に関する情報や「社協だより」などを活用し、広く住民に周知して意識啓発を図ります。住民が発信される情報を把握し、必要な情報を取得するよう支援していきます。

また、行政との連携・協力のもとに、地域福祉を推進するほか、住民、事業者、関係機関との協働により計画を推進します。

4 計画の評価と見直し

計画の見直しに向けて、毎年の取り組み状況などを把握していきます。また、社会の動向や地域福祉を取り巻く制度変更などに対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

平成26年度 行政区別 高齢化率・ひとり暮らし率

平成26年6月30日現在

行政 区	65歳以上人口	高 齢 化 率	高 齢 化 率 順 位	ひとり暮らし人口	ひとり暮らし率	ひとり暮らし率 順 位
土 居 一	284	32.49	15	36	12.67	26
土 居 二	145	32.65	14	28	19.31	17
土 居 三	113	41.69	5	22	19.46	15
吉 隈 一	73	31.46	17	2	2.73	34
吉 隈 二	108	23.68	27	14	12.96	24
吉 隈 三	67	30.87	19	6	8.95	31
天 道	73	22.67	29	22	30.13	7
瀬 戸	78	38.04	7	14	17.94	20
寿 命	200	25.47	24	44	22.00	12
中 屋	57	47.10	1	7	12.28	27
豆 田	209	24.07	26	42	20.09	14
第一豆 田	124	28.97	21	28	22.58	9
九 郎 丸	169	26.20	23	9	5.32	33
貴 船	49	49.00	4	7	14.28	23
椿	37	31.35	18	18	48.64	3
二 反 田	58	44.61	2	39	67.24	1
泉 ケ 丘	34	10.75	35	16	47.05	4
内 山 田	33	35.10	10	3	9.09	30
弥 栄	162	22.53	30	29	17.90	21
平 山 一	150	34.88	11	23	15.33	22
平 山 二	140	33.41	13	29	20.71	13
笛 尾 一	197	31.92	16	54	27.41	8
笛 尾 二	234	33.42	12	45	19.23	18
土 師 一	125	40.06	6	16	12.80	25
土 師 二	327	24.92	25	38	11.62	28
土 師 三	127	30.16	20	28	22.04	11
土 師 四	90	35.71	9	20	22.22	10
土 師 五	71	26.29	22	13	18.30	19
土 師 六	98	19.52	32	19	19.38	16
土 師 七	109	19.89	31	12	11.00	29
土 師 八	24	23.07	28	9	37.50	6
土 師 九	26	42.62	3	12	46.15	5
土 師 十	25	36.23	8	13	52.00	2
桂 ケ 丘	49	19.44	33	3	6.12	32
吉 隈 本 町	6	19.35	34	0	0.00	35
グレインヒルズ	31	10.65	36	0	0.00	35
合 計	3,902	27.99		720	18.45	
明 日 香 園	69	237.93		0		
白 藤 の 苑	88	106.02		0		
合 計	4,059	28.89		720	18.45	

◎65才以上人口はH26.4.1時点で抽出し調査(調査期間平成26年5月13日～6月30日 民生児童委員調)

◎グループホーム「けいせん」は土居一、「あゆみ2番館」は土師三、「あゆみ」は土師四で計上

平成27年度 行政区別 高齢化率・ひとり暮らし率

平成27年6月30日現在

行政 区	65歳以上人口	高 齡 化 率	高 齡 化 率 順 位	ひとり暮らし人口	ひとり暮らし率	ひとり暮らし 順 位
土 居 一	280	31.81	18	36	12.85	28
土 居 二	142	32.56	16	27	19.01	19
土 居 三	117	43.65	3	23	19.65	17
吉 隈 一	72	31.44	19	4	5.55	34
吉 隈 二	112	25.33	28	19	16.96	22
吉 隈 三	74	34.41	14	3	4.05	36
天 道	77	22.78	31	21	27.27	10
瀬 戸	81	38.02	9	17	20.98	14
寿 命	213	27.20	24	49	23.00	13
中 屋	63	53.84	1	12	19.04	18
豆 田	222	25.37	27	46	20.72	15
第一豆 田	128	30.76	21	33	25.78	11
九 郎 丸	176	26.87	25	13	7.38	33
貴 船	71	43.29	4	27	38.02	7
椿	34	31.19	20	17	50.00	3
二 反 田	41	45.55	2	20	48.78	4
泉 ケ 丘	31	10.13	36	15	48.38	5
内 山 田	35	39.77	7	3	8.57	32
弥 栄	167	23.75	30	34	20.35	16
平 山 一	157	37.83	10	20	12.73	29
平 山 二	139	34.57	13	24	17.26	21
笛 尾 一	207	33.93	15	58	28.01	9
笛 尾 二	252	35.74	12	46	18.25	20
土 師 一	119	38.38	8	14	11.76	30
土 師 二	331	25.42	26	43	12.99	27
土 師 三	129	32.33	17	30	23.25	12
土 師 四	89	36.77	11	25	28.08	8
土 師 五	72	27.69	23	11	15.27	23
土 師 六	95	19.26	34	14	14.73	24
土 師 七	119	21.79	33	16	13.44	26
土 師 八	29	28.43	22	12	41.37	6
土 師 九	27	40.29	6	14	51.85	2
土 師 十	39	41.93	5	25	64.10	1
桂 ケ 丘	55	22.08	32	3	5.45	35
吉 隈 本 町	7	24.13	29	1	14.28	25
グレインヒルズ	32	10.28	35	3	9.37	31
合 計	4,034	29.10		778	19.28	
明 日 香 園	68	251.85		0		
白 藤 の 苑	81	109.45		0		
合 計	4,183	29.95		778	18.59	

◎65才以上人口はH27.4.1時点での抽出調査(調査期間平成27年5月12日～6月30日 民生児童委員調)

◎グループホーム「けいせん」は土居一、「あゆみ2番館」は土師三、「あゆみ」は土師四で計上

平成28年度 行政区別 高齢化率・ひとり暮らし率

平成28年6月30日現在

行政 区	65歳以上人口	高 齡 化 率	高 齡 化 率 順 位	ひとり暮らし人口	ひとり暮らし率	ひとり暮らし 順 位
土 居 一	289	32.47	20	38	13.14	31
土 居 二	146	33.95	19	30	20.54	17
土 居 三	120	43.01	6	22	18.33	22
吉 隈 一	69	30.80	21	10	14.49	24
吉 隈 二	123	27.76	24	17	13.82	27
吉 隈 三	80	36.69	15	6	7.50	36
天 道	79	23.09	33	22	27.84	9
瀬 戸	83	39.15	8	18	21.68	15
寿 命	213	27.09	26	49	23.00	14
中 屋	60	52.63	1	12	20.00	18
豆 田	223	24.61	31	46	20.62	16
第一豆田	138	34.93	16	33	23.91	12
九 郎 丸	182	29.21	23	25	13.73	28
貴 船	71	43.03	5	27	38.02	6
椿	37	34.90	17	15	40.54	5
二 反 田	39	44.82	4	19	48.71	3
泉 ケ 丘	34	11.33	35	17	50.00	2
内 山 田	41	48.23	2	5	12.19	33
弥 栄	188	26.78	27	36	19.14	20
平 山 一	159	39.16	7	23	14.46	25
平 山 二	150	37.97	11	37	24.66	11
笹 尾 一	217	38.07	10	61	28.11	8
笹 尾 二	263	36.99	14	52	19.77	19
土 師 一	118	37.69	12	16	13.55	29
土 師 二	337	25.78	29	42	12.46	32
土 師 三	135	34.17	18	32	23.70	13
土 師 四	90	37.03	13	25	27.77	10
土 師 五	73	27.54	25	12	16.43	23
土 師 六	105	21.25	34	14	13.33	30
土 師 七	133	24.85	30	25	18.79	21
土 師 八	29	30.20	22	11	37.93	7
土 師 九	25	39.06	9	11	44.00	4
土 師 十	44	47.31	3	27	61.36	1
桂 ケ 丘	62	26.27	28	5	8.06	35
吉 隈 本 町	7	23.33	32	1	14.28	26
グレインヒルズ	34	10.14	36	4	11.76	34
合 計	4,196	30.41		845	20.13	
明 日 香 園	68	295.65		0		
白 藤 の 苑	86	122.85		0		
合 計	4,350	31.32		845	19.42	

◎65才以上人口はH28.4.1時点での抽出調査(調査期間平成28年5月10日～6月30日 民生児童委員調)

◎グループホーム「けいせん」は土居一、「あゆみ2番館」は土師三、「あゆみ」は土師四で計上

◎「ひかりデイサービス」は吉隈一、「あかり」は土師七で計上

◎「明輝園」は九郎丸、「共同生活援助クローバー」は平山二で計上

平成29年度 桂川町社会福祉協議会年間事業計画予定表

平成29年4月1日現在

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
理事会	第1回			第2回	第3回			研修会		第4回		
評議員会	第1回			第2回				研修会				第3回
広報部会	第1回				第2回			第3回			第4回	
福祉部部会			第1回							第2回		セミナー
高齢者部会				第1回	研修会					第2回		
障害者部会				第1回	研修会					第2回		
児童母子部会				第1回						第2回	研修会	
定期監査				第1回		第2回			第3回			第4回

賛助会費				区長会依頼	回覧配布							
共同募金	29年度事業 決定通知書	28年度事業 精算報告	30年度申請手続 29年度請求		区長会依頼 回覧配布	~12月運動 イベント募金		歳末たすけあ い交付・精算		30年度申請変更 書提出	29年度領収 書提出	

福祉部委嘱状交付式			24日									
福祉部長連絡会			第1回					第2回研修会			第3回	セミナー
マップづくり						← 希望区で実施 →						
救急安心カード入れ作成及び冷蔵庫保管推進						← 希望区で実施 →						
のんびりサロン教室						← 希望区で実施 →						
レクリエーションボランティア指導者派遣						← 希望区で実施 →						
レクリエーションボランティア指導者定例会		2日		6日		7日		2日		11日		1日
地域でできるレクリエーション講座						1日	13日		15日	26日		

公正証書相談会		10日		12日		13日		8日		10日		14日
献血推進事業	中旬協議会	17日献血			ふれあい 出前授業	上旬協議会 22日献血			中旬協議会	15日献血		
住民福祉講座(終活セミナー)			24日 眞武氏	8・15・22日 眞武氏	5日 眞武氏	30日 三宅氏	7日都営業者 21日三宅氏	4日 眞武氏				
民生児童委員協議会への 依頼事項		高齢者 実態調査				ひとりぐらし 高齢者 会食交流会			ひとりぐらし高齢 者へのメッセージ カード配布	カレンダー 配布		給食サービス 日程表

給食サービス	7・14・28日	12・19・26日	8・16・30日	7・14・21日	4・18・25日	8・15・29日	6・20・27日	10・17・24日	1・8・22日	5・12・19日	2・9・16日	2・9・23日
給食サービス交流会											交流会	
ひとりぐらし会食交流会						民協と打合	23日(月)					
男性学びの料理教室			2・8・13日 基礎編 郁田氏						22日 金美英氏		31日 栗木千代香氏	15日 男性料理の会
たすけあい桂川	26日		28日		23日		25日		6日		28日	
サロン「ほっとスペース」	6・7・25・27日 31日	18・25・30・ 30日	8・15・20・ 20日	7・11・20・ 26・28日	1・10・18・22・ 24・30・31日	5・15・27・ 28日	5・10・20・ 26日	9・14・16・22・ 24・30日	1・12・21日	12・16・23・ 24・31日	1・8・9・15・ 22・27日	9・13・22日
介護者の会	13日 総会 懇談会	11日 おしゃべりサロン	22日 リフレッシュ事業 あじさい園地	13日 勉強会		28日 あかり・ほたる 視察研修	5日 音楽	9日 リフレッシュ事業 スタジアム筑後	7日 今年度反省 来年度計画	25日 おしゃべりサロン	8日 料理教室	8日 来年度打合 会員交流会
ひとりぐらし「ひまわりの会」	20日 総会	22日 バスハイク のこしま	15日 音楽と体操	27日 子どもと交流	3日 つどい準備 24日参加	14日 つどい準備 24日参加	19日 バスハイク 原館	20日 来年度計画	14日 新年会	18日 新年会	22日 ゆったりフレッシュ	15日 茶話会

障がい者支援事業		13日講演会 27・28日あじ さい会キャン										
障害者関係連絡会	役員会	21日 総会	役員会	視察研修会 役員会		2日 交流会		12日 ふれあいのつどい		役員会		役員会

ボランティア連絡協議会	17日 幹事会	16日 総会		幹事会	夏休み子ども 受入事業	幹事会 掲載のついで参加	幹事会 イベント募金			幹事会	さすなフェスタ	幹事会
短期手話講習会				←5月18日から7月27日の木曜日→								
点訳講習会				26日	2・9日							
福祉のつどい	下旬 第1回 実行委員会				上旬 第2回 実行委員会	上旬 第3回実会 当日24日(日)	上旬 第4回 実行委員会					
託児ボランティア養成講座		5・12 19・26日	3・10 24・31日	7日								

手作りいろいろ教室		30日 親子で作ろう	14日 料理 20日 革小物	4日 ヨガ 18日 交流会	← 基本的に月2回水曜日開催 →							
リフレッシュ事業	19日	17日				20日	18日	15日	20日	17日	21日	
すくすく広場					← 祝日を除く月曜日から金曜日に開放 →							
夏休み子ども受入事業					ボランティア連絡協議会に事業委託(7月・8月)							
子ども支援料理教室	4日		6日		1日		3日		5日		6日	
福祉教育教材配布				配布								
総合的な学習に対する協力					← 小学校と連携して実施 →							

社協だより「おおぞら」		16日 156号発行			22日 157号発行			21日 158号発行			20日 159号発行	
ボランティア&福祉情報	35号発行								36号発行			

学童保育所事業			夏休みのみの利用 受付1~24日		年間を通して実施							入所説明会
---------	--	--	---------------------	--	----------	--	--	--	--	--	--	-------